

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成31年度一般廃棄物処理実施計画を定めたが変更したため、笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成18年笠間市条例第119号）第7条第3項の規定により告示する。

令和元年9月2日

笠間市長 山口 伸樹

平成31年度笠間市一般廃棄物処理実施計画

1	計画区域及び期間	・・・・・・・・	p2
2	平成31年度一般廃棄物の処理計画量	・・・・・・・・	p2
	(1)ごみ関係		
	(2)生活排水関係		
3	処理主体	・・・・・・・・	p3
	(1)ごみ関係		
	(2)生活排水関係		
4	一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可制度	・・・・・・・・	p4
	(1)許可方針		
	(2)許可申請		
	(3)許可基準		
	(4)許可期間		
	(5)許可業者数		
5	処理計画	・・・・・・・・	p6
	(1)ごみ処理実施計画		
	①ごみ処理計画		
	②収集運搬計画		
	ア 収集運搬		
	イ 再資源化の取組		
	ウ 市で収集しないごみ		
	エ 市で処理できないごみ		
	③中間処理計画		
	④最終処分計画		
	(2)生活排水処理実施計画		
	①生活排水処理計画		
	ア 農業集落排水処理施設で処理をする区域及び人口等		
	イ 公共下水道で処理をする区域及び人口等		
	②収集運搬計画		
	③中間処理計画		
	(3)住民に対する広報・啓発活動		
	(4)今後の検討課題		
	別表「一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業 許可業者一覧」	・・・・・・・・	p12～p13

1 計画区域及び期間

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、笠間市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、併せて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めるものである。

計画区域	笠間市
計画期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日

2 平成31年度一般廃棄物の処理計画量

(1) ごみ関係

区分	地区	計画量	合計
可燃ごみ	笠間	7,895 t	22,111 t
	友部・岩間	14,216 t	
不燃ごみ	笠間	227 t	608 t
	友部・岩間	381 t	
資源物 (集団回収含む)	笠間	566 t	2,279 t
	友部・岩間	1,713 t	
粗大ごみ (災害ごみ含む)	笠間	752 t	1,123 t
	友部・岩間	371 t	

※計画量における各項目は、過去3年間（平成27年度～平成29年度の実績値）の平均値をもとに算出。

(2) 生活排水関係〔処理される廃棄物(し尿)量〕

区分	地区	計画量	合計
農業集落排水処理施設	全体	490 千m ³	490 千m ³
公共下水道		5,574 千m ³	5,574 千m ³
し尿	笠間	1,164 kℓ	2,933 kℓ
	友部・岩間	1,769 kℓ	
浄化槽汚泥	笠間	11,359 kℓ	21,106 kℓ
	友部・岩間	9,747 kℓ	

※計画量における各項目は、過去3年間（平成27年度～平成29年度の実績値）の平均値をもとに算出。農業集落排水処理施設及び公共下水道は、下水道課の資料をもとに算出。

3 処理主体

(1) ごみ関係

一般廃棄物(ごみ)処理主体

区分		発生地区	笠間地区	友部・岩間地区
収集運搬	家庭系ごみ		笠間市（委託業者），一般廃棄物処理業許可業者，市民	
	事業系ごみ		事業者，一般廃棄物処理業許可業者（※市では収集しない）	
	資源物		笠間市（委託業者），一般廃棄物処理業許可業者，市民	
	粗大ごみ		笠間市（委託業者），一般廃棄物処理業許可業者，市民	
中間処理			（一財）茨城県環境保全事業団 （エコフロンティアかさま）	笠間・水戸環境組合 （環境センター，リサイクルセンター）
最終処分			（一財）茨城県環境保全事業団 （エコフロンティアかさま）	笠間・水戸環境組合 （諏訪クリーンパーク）

※笠間市外からの受け入れについて

市長が他の市区町村から，その当該市区町村において発生した廃棄物の処分について，廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの規定による通知を受け，協議を行い，承認した場合はこの限りでないものとする。

(2) 生活排水関係

一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理主体

区分		発生地区	笠間地区	友部・岩間地区
収集運搬	し尿		一般廃棄物処理業許可業者	一般廃棄物処理業許可業者
	浄化槽汚泥		一般廃棄物処理業許可業者	一般廃棄物処理業許可業者
中間処理			筑北環境衛生組合 （クリーンセンター）	茨城地方広域環境事務組合
最終処分（汚泥等）			委託処分（場外搬出）	委託処分（場外搬出）

※浄化槽汚泥の収集運搬は，一般廃棄物処理業の許可と併せて浄化槽清掃業の許可を有する業者が実施するものとする。

4 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可制度

廃棄物処理法第7条及び浄化槽法第35条の規定により、一般廃棄物の収集運搬又は処分並びに浄化槽清掃を業として行う場合には、市町村長の許可が必要となるため、本市では、次に示す(1)から(3)の諸条件を満たしている場合に限り、許可するものとする。

(1) 許可方針

① 一般廃棄物【ごみ】処理業の許可方針

ア) 収集運搬業

現行の処理体制において、ごみの排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できることから、原則として新規の許可は行わない。

ただし、次のいずれかの要件を満たす場合は、その限りではない。

- ・既存の許可業者が収集運搬できない場合（排出者が業者を指定する場合を含む）
- ・他自治体の一般廃棄物を本市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、処分することが必要と認める場合

イ) 処分業

現行の処理体制において、ごみの排出量等を勘案すると既存の処分業の許可業者で適正に処理できることから、原則として新規の許可は行わない。

ただし、次のいずれかの要件を満たす場合は、その限りではない。

- ・既存の許可業者が処分できない場合
- ・県から許可を受けた廃棄物処理施設を有し、適正に処理することが確実である場合
- ・ごみの減量化又は資源化を目的として処分業を営む場合で、適正に処理することが確実である場合

次の場合には、一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可は不要とする。

- ・事業活動に伴い発生する一般廃棄物の収集運搬及び処分を自ら行う場合
- ・市の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合
- ・専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維(古布))のみの収集運搬又は処分を業として行う場合

② 一般廃棄物【し尿及び浄化槽汚泥】処理業の許可方針

ア) 収集運搬業

現行の処理体制において、し尿及び浄化槽汚泥の排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できることから、原則として新規の許可は行わない。

イ) 処分業

笠間市と近隣自治体で組織する筑北環境衛生組合及び茨城地方広域環境事務組合による処分を基本とすることから、原則として新規の許可は行わない。

③ 浄化槽清掃業の許可方針

現行の処理体制において、し尿及び浄化槽汚泥の排出量等を勘案すると既存の浄化槽清掃業の許可業者で適正に処理できることから、原則として新規の許可は行わない。

(2) 許可申請

当該業を行おうとする者は、笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第12条に基づき、次の書類を提出し、許可を受けなければならない。

【収集運搬業(ごみ・し尿及び浄化槽汚泥)・浄化槽清掃業について】

- (1) 一般廃棄物処理業(浄化槽清掃業)許可申請書(様式第9号)
- (2) 事業計画書
- (3) 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本)

- (4)履歴書（法人にあつては、役員の名簿及び履歴書）
 - (5)印鑑登録証明書（法人にあつては、代表者印の印鑑登録証明書）
 - (6)納税証明書
 - (7)誓約書（様式第10号）
 - (8)従業員名簿（様式第11号）
 - (9)事業所、車庫等施設の概要図及び付近の見取図
 - (10)自動車検査証の写し並びに車両の前面及び後面の写真
 - (11)環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第2項に掲げる書類及び同規則第11条第4号に掲げる事項を証する書類（浄化槽清掃業の許可申請の場合に限る。）
 - (12)その他市長が必要と認める書類
 - ①市内事務所等の土地及び建物の登記事項証明書
 - ②許可取得一覧表
- ※登記簿謄本等の証明書類については、発行日から3ヶ月以内の原本を提出すること。

【処分業について】

上記の収集運搬業申請書類(1)から(11)のほか、(12)その他市長が必要と認める書類として、次の書類を添付するものとする。

- ①中間処理施設設置場所の土地及び建物の登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）
- ②処理施設の案内図及び場内配置図
- ③施設の構造がわかる平面図，立面図，断面図，構造図及び処理能力計算書
- ④騒音，振動，悪臭及び粉じんなど施設周辺への公害防止対策がわかる図面
- ⑤施設及び設備の写真
- ⑥中間処理後の一般廃棄物処理方法を記載した書類

(3) 許可基準

一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業を許可する場合の基準は、廃棄物処理法第7条及び浄化槽法第36条に定めるもののほか、笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第13条に基づき、次のとおりとする。ただし、ごみ収集における排出者限定の場合及びし尿処理・浄化槽清掃において、市内業者による円滑な処理，清掃が滞る場合は、この限りでない。

- ①本市内に住所を有する者又は本市内に主たる営業所を有する者であること。
- ②市税を完納していること。

なお、許可を受けた者は、廃棄物処理法，笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例及び同施行規則，浄化槽法及び同法施行規則，その他関係法令を遵守するとともに、笠間市長の指示に従い一般廃棄物を適正に処理すること。

さらに、許可を受けた者は、自ら業を行うことが必要であり、一般廃棄物の収集運搬及び処分並びに浄化槽清掃を他人に委託することを禁止する。

- (4) 許可期間 許可期間は、2年とする。ただし、新規の許可（排出者限定等の許可）の場合は、申請時期により、1年を下らない2年以下の許可期間とする。

(5) 許可業者数

区分	業者数
収集運搬業（ごみ）	41業者
運搬業（ごみ）	7業者
収集運搬業及び浄化槽清掃業（し尿及び浄化槽汚泥）	4業者
処分業（中間処理含む）	8業者

※詳細については、別表「一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業事業者一覧」のとおり

5 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

①ごみ処理計画（ごみの発生抑制・再資源化計画）

ごみの発生抑制	・分別収集の徹底
	・減量化，リサイクルの啓発
	・事業系一般廃棄物の適正処理指導
再資源化	・集積所における資源物分別回収（新聞紙，ダンボール，紙パック，雑誌，布類，びん・缶類，ペットボトル・食品トレイ）
	・資源物集団回収（子ども会・高齢者クラブなどの協力団体による資源物回収。年2回以上実施する場合は，市から補助金を交付）
	・廃食用油拠点回収（市内3ヶ所（平成31年3月31日現在）で回収）
	・家庭用小型家電拠点回収（市内3ヶ所（平成31年3月31日現在）で回収）
	・エコ・ショップ制度※により認定を受けた店舗等における資源物分別回収

※エコ・ショップ制度…環境にやさしい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として笠間市が認定する制度

②収集運搬計画

次に掲げる区分により，市の委託した業者が市の指定した収集場所から家庭系一般廃棄物の収集及び運搬を行う。

ア 収集運搬

区分	地区	計画量	合計量	収集回数	備考
可燃ごみ	笠間	5,311 t	14,791 t	週2回	市指定ごみ袋
	友部・岩間	9,480 t			
不燃ごみ	笠間	135 t	294 t	月1回	コンテナ使用 不燃ごみ処理券を貼付
	友部・岩間	159 t			
資源物	笠間	352 t	1,180 t	月1回	コンテナ使用 (笠間地区のペットボトル収集：月2回)
	友部・岩間	828 t		月2回	
粗大ごみ	笠間	6 t	33 t	月1回	事前申込制（戸別回収） 粗大ごみ処理券の貼付
	友部・岩間	27 t		友：月4回 岩：週1回	

※計画量における各項目は，過去3年間（平成27年度～平成29年度の実績値）の平均値をもとに算出。

イ 再資源化の取組

区分	地区	計画量	合計量	収集回数	備考
資源物 (集団回収)	笠間	207 t	843 t	随時	資源物集団回収(子ども会・高齢者クラブなどの協力団体による資源物回収。年2回以上実施する場合は、市から補助金を交付)
	友部・岩間	636 t			
廃食用油	全地区	2,452 0	2,452 0	随時	本所(環境保全課) 各支所地域課 2ヶ所 計3ヶ所
小型家電	全地区	115 kg	115 kg	随時	本所(環境保全課) 各支所地域課 2ヶ所 計3ヶ所

※計画量における各項目は、過去3年間(平成27年度～平成29年度の実績値)の平均値をもとに算出。

ウ 市で収集しないごみ

種類	処理方法	
一時多量ごみ(引越しなどで出る一時的なごみ)	自己搬入 許可業者に依頼	
事業系ごみ(事業活動に伴い発生したごみ)	自己搬入 許可業者に依頼	
家庭系パソコン	メーカー等に回収申込	
家電4品目	エアコン, テレビ, 冷蔵庫・冷凍庫, 洗濯機(衣類乾燥機を含む)	購入店・家電販売店に依頼 郵便局へリサイクル料金を納入後, 指定取引所へ自己搬入又は許可業者に依頼
在宅医療廃棄物(注射針等の鋭利なもの)	受取られた医療機関または薬局へ返却	
農業用廃プラスチック類(農業用ビニール・ポリなど)	事前登録者による自己搬入 (農政課)	

エ 市で処理できないごみ

種類	処理方法
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車部品(タイヤ・バッテリー・エンジンオイルなど) ・建築廃材, 瓦, コンクリート等 ・消火器 ・ガソリン, 灯油等引火性のもの, 塗料 ・医療系廃棄物(注射器・針) ・劇薬及び農薬(容器(缶・びん)含む) ・焼却灰 ・産業廃棄物など 	販売店または専門の処理業者などに依頼 許可業者に依頼

③中間処理計画

地区	施設区分	概要	
笠間	溶融処理施設	名称	(一財) 茨城県環境保全事業団 エコフロンティアかさま
		所在地	笠間市福田字猪ヶ入 148-1
		処理能力	145t/日 (72.5t/日×2 炉)
友部・岩間	焼却施設	名称	笠間・水戸環境組合 環境センター
		所在地	笠間市仁古田長兎路入会地 1-62
		処理能力	105t/日 (52.5t/16h×2 基)
	破砕処理施設	名称	笠間・水戸環境組合 環境センター
		所在地	笠間市仁古田長兎路入会地 1-62
		処理能力	35t/5h
	資源化施設	名称	笠間・水戸環境組合 リサイクルセンター
		所在地	笠間市仁古田長兎路入会地 1-62
		処理能力	2.0t/日

④最終処分計画

地区	概要	
笠間	名称	(一財) 茨城県環境保全事業団 エコフロンティアかさま
	所在地	笠間市福田字猪ヶ入 148-1
	埋立面積/全体容積	97,700 m ² /2,400,000 m ³
	残余容量	933,806 m ³ (平成 30 年 9 月 30 日現在)
友部・岩間	名称	笠間・水戸環境組合 諏訪クリーンパーク
	所在地	笠間市平町北ノ久保 1106-1
	埋立面積/全体容積	第Ⅰ期 9,500 m ² /70,000 m ³ 第Ⅱ期 18,100 m ² /96,000 m ³
	残余容量	第Ⅰ期 14,614 m ³ (平成 30 年 3 月 31 日現在)

(2) 生活排水処理実施計画

生活排水の適正処理は、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全等に寄与することから、関係部課と連携しながら農業集落排水処理施設や公共下水道の整備を推進するとともに、処理区域内における早期接続を啓発する。

また、生活排水の集合処理が適さない区域については、合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、設置者に適正な維持管理を啓発する。

①生活排水処理計画

ア 農業集落排水処理施設で処理をする区域及び人口等

(H30. 4. 1現在)

地区	区域	名称	所在地	処理能力	放流先	区域面積	処理人口
友部	上市原 中市原 下市原 南友部 (古山) 小原一部 (滝川)	市原地区農業集落 排水処理施設	下市原	567m ³ /日	涸沼水域 (涸沼前川)	66 ha	973 人 (300戸)
	小原 五平	友部北部地区農業 集落排水処理施設	小原	901m ³ /日	涸沼水域 (涸沼前川)	59 ha	682 人 (192戸)
	随分附 柏井 湯崎 (一部)	枝折川地区農業集 落排水処理施設	柏井	637m ³ /日	涸沼水域 (枝折川)	37 ha	401 人 (122戸)
	住吉 湯崎 長兎路 仁古田	北川根地区農業集 落排水処理施設	仁古田	876m ³ /日	涸沼水域 (枝折川)	190 ha	1,410 人 (418戸)
岩間	安居	安居地区農業集落 排水処理施設	安居	459m ³ /日	涸沼水域 (涸沼川)	64 ha	712 人 (190戸)
	泉 市野谷 福島	岩間南部地区農業 集落排水処理施設	福島	594m ³ /日	北浦水域 (巴川)	66 ha	923 人 (243戸)

※各項目は、下水道課の資料をもとに算出。

イ 公共下水道で処理をする区域及び人口等

【処理区域】

(H30. 3. 31現在)

地 区	処理区域		
	事業認可面積①	整備済面積②	割合 (②/①)
笠 間	412 ha	388 ha	94.2 %
友 部	929 ha	719 ha	77.4 %
岩 間	318 ha	297 ha	93.4 %
合 計	1,659 ha	1,404 ha	84.6 %

※各項目は、下水道課の資料をもとに算出。

【処理人口】

(H30.3.31現在)

地 区	処理人口		
	整備区域内①	水洗化②	割合 (②/①)
笠 間	7,451 人 (3,044世帯)	5,813 人 (2,317世帯)	78.0 % (76.1%)
友 部	21,486 人 (8,531世帯)	19,379 人 (7,772世帯)	90.2 % (91.1%)
岩 間	6,051 人 (2,334世帯)	4,737 人 (1,705世帯)	78.3 % (73.1)
合 計	34,988 人 (13,925世帯)	29,929人 (11,901世帯)	85.5 % (85.5%)

※各項目は、下水道課の資料をもとに算出。

②収集運搬計画

公共下水道事業・農業集落排水事業の整備促進に伴う、し尿及び浄化槽汚泥の発生量減少を勘案し、既許可業者において適切に処理する。

区 分	収集区域	形 態	計画量		合 計	収集回数
し尿	市全域	許可業者	笠間地区	1,164kℓ	2,933 kℓ	申込によりその都度収集
			友部地区	1,054kℓ		
			岩間地区	715kℓ		
浄化槽汚泥	市全域	許可業者	笠間地区	11,359kℓ	21,046 kℓ	申込によりその都度収集
			友部地区	5,577kℓ		
			岩間地区	4,110kℓ		

※計画量における各項目は、過去3年間(平成27年度～平成29年度の実績値)の平均値をもとに算出。

③中間処理計画

地区	概要	
笠間	名 称	筑北環境衛生組合 クリーンセンター
	所在地	桜川市長方 1245
	処理能力	100 kℓ/日 (標準脱窒素処理)
友部・岩間	名 称	茨城地方広域環境事務組合
	所在地	東茨城郡茨城町大字馬渡 244
	処理能力	152 kℓ/日 (標準脱窒素処理)

(3) 住民に対する広報・啓発活動

活 動 事 項	概 要	回 数
ごみの発生抑制啓発活動	指定ごみ袋の有料化	随 時 回数／年
	レジ袋削減の取組み	
	イベント開催時のPR活動	
分別収集の周知	市報・週報への掲載（収集日の変更含む）	随 時
	「ごみの分け方・出し方」の配布	随 時
	ごみ集積ボックス設置費補助の実施 （申請に基づく）	随 時
資源物回収及び リサイクル活動の啓発	市報・週報への掲載 （廃食用油、小型家電回収を含む）	随 時
	資源物集団回収団体への補助金交付 （年2回以上が対象、申請に基づく）	随 時
ごみ搬入検査	エコフロンティアかさま 搬入検査	随 時
	環境センター 搬入検査	随 時
事業系ごみの 適正処理指導	市報・週報への掲載	随 時
	巡回指導	随 時
不法投棄防止対策	市報・週報への掲載	随 時
	不法投棄防止看板配布	随 時
	不法投棄ボランティア監視員等による パトロールの実施	随 時
	クリーン作戦の実施	3回／年
し尿及び浄化槽の 適正管理の啓発	市報・週報への掲載	随 時
	「浄化槽のしおり」の配布	随 時

(4) 平成31年度の主な取り組み

- ①一般廃棄物の減量の推進を図るため、可燃ごみ収集袋等、ごみの搬入における一般廃棄物処理手数料について検討します。また、市民が持ち込む家庭ごみの自己搬入受付曜日等についても検討します。
- ②ごみ処理は笠間地区と友部地区・岩間地区の2体制で処理している体制を統一化する新たな処理体制を検討します。
- ③在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法第6条の2第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における当該廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないこととされていることから、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」に基づき、医療関係者とリスクコミュニケーションを図り、処理方法を検討します。
- ④笠間地区から排出されるし尿等を処理する筑北環境衛生組合が管理する施設は稼働後32年、友部地区・岩間地区から排出されるし尿等を処理する茨城地方広域環境事務組合が管理する施設は37年を経過しており、今後、大規模修繕や施設更新が必要となることが見込まれます。現在の2処理体制を継続した場合、修繕費や施設更新費用の負担が二重となることが想定されることから、各組合構成市町の動向を踏まえ、将来のし尿及び汚泥処理体制について検討します。
- ⑤し尿等の収集運搬について、現行とおり既存の許可業者により行うものとし、営業区域の見直しについても協議を進めます。

一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業 許可業者一覧

1 収集運搬業（ごみ）

平成31年3月29日現在

事業者名	事務所	電話番号
(有) 阿部商店	水戸市西原2-5-60	029-255-5849
アミックス(株)	ひたちなか市津田東2-6-12	029-274-1762
(有) 石井物流システム	笠間市飯合135	0296-74-2488
(有) 磯屋企業運輸	笠間市土師1283-215	0299-45-4466
(有) 板倉建材	足立区南花畑3-2-12	03-3884-0947
㈱茨城県クリニック・クリーン協会	水戸市鯉淵町1-5	029-259-7200
岩倉緑化産業(株)	笠間市福原800-3	0296-74-4468
(株) 笠間保全	笠間市押辺2178	0299-45-2249
(有) 植田商店	水戸市見川町2131-1911	029-241-0180
海老沢 求	笠間市長兎路1126-5	0296-78-3742
ミシマ工業(株)	笠間市押辺2709-15	0299-45-8685
エルエス工業(株)	渋谷区千駄ヶ谷3-2-8-503	03-5410-3627
角屋紙業	笠間市下郷4439-89	0299-45-7765
(有) 環境保全サービス	水戸市元吉田町2562-14	029-248-4556
菊池商店	笠間市仁古田1418-2	0296-77-9253
北関東通商(株)	水戸市大串町566-3	029-269-2033
(株) 恋瀬産業	石岡市石岡12883	0299-22-6511
今 一司	水戸市下入野町1504	029-269-3922
(株) 坂田エンタープライズ	石岡市柏原1-1	0299-24-3834
(株) さしろ	笠間市大淵859	0296-72-4503
(有) スズキクリーンサービス	水戸市小吹町2053-62	029-241-2686
(有) 地域整備開発研究所	水戸市青柳町3822-2	029-352-1331
(株) 常盤商社	水戸市千波町1171-3	029-241-5729
長岡商会(株)	水戸市下大野町4275-1	029-292-2036
日和サービス(株)	日立市東成沢町2-2-10	0294-38-1121
(有) マルゼン	水戸市千波町1188-19	029-241-7988
(株) 結南クリーンセンター	結城市結城7188	0296-33-0636
大縄林業原木(株)	水戸市有賀町1916	029-259-5865
小松崎運輸(有)	石岡市柿岡2644-1	0299-44-1004
昭和造園土木(株)	笠間市笠間4358-2	0296-72-5104
勝田環境(株)	ひたちなか市津田2554-2	029-272-2141

(有) 友部流通	笠間市南小泉 9 6 4 - 1	0 2 9 6 - 7 7 - 8 4 8 8
(有) 茨城環境開発	笠間市福田 3 0 0 5 - 1	0 2 9 6 - 7 2 - 8 1 8 1
総合環境サービス合同会社	笠間市小原 4 5 1 4 - 3	0 2 9 6 - 7 3 - 5 5 2 3
東京産業 (有)	笠間市友部駅前 2 - 9	0 2 9 6 - 7 7 - 0 5 6 5
(株) クリアイバラキ	水戸市平須 1 - 1 4	0 2 9 - 3 0 5 - 7 0 0 7
大真運輸 (株)	水戸市有賀町 1 9 1 5 - 1	0 2 9 - 2 5 9 - 7 3 9 1
(株) エム・ビー・シー	水戸市笠原町 1 5 6 5 - 1	0 2 9 - 2 4 0 - 3 5 6 5
(有) 白梅商事	水戸市河和田町字西中曾根 3 9 5 6 - 4	0 2 9 - 2 4 3 - 8 6 1 0
イー・エフ・ティ株式会社	笠間市福原 2 1 9 7 - 4	0 2 9 6 - 7 2 - 4 5 0 4
(株) 大栄クリーン	茨城町城之内 6 8 4 - 9	0 2 9 - 2 9 3 - 9 3 8 0

2 運搬業 (ごみ)

(有) 梅木商会	守谷市本町 4 2 4 5 - 4	0 2 9 7 - 2 7 - 2 3 2 2
(株) 春海丸	ひたちなか市長砂 6 7 0 - 1	0 2 9 - 2 8 5 - 8 1 0 0
小川運輸 (有)	小美玉市中延 1 5 1 1 - 4	0 2 9 8 - 5 8 - 3 2 0 4
水海道産業 (株)	常総市中妻町 9 0 7 - 1	0 2 9 7 - 2 2 - 0 0 7 7
(株) 鹿島ガーデン	鹿嶋市宮中 6 - 6 - 9	0 2 9 9 - 8 3 - 3 1 1 1
(有) エムエスケイコーポレーション	日立市東滑川町 3 - 4 - 1 8	0 2 9 4 - 2 2 - 1 5 4 3
神栖埠頭 (有)	神栖市居切 1 - 1 0	0 2 9 9 - 9 2 - 3 5 2 5

3 収集運搬業及び浄化槽清掃業 (し尿及び浄化槽汚泥)

(有) 茨城友清	水戸市鯉淵町 2 9 1 1 - 1	0 2 9 - 2 5 9 - 4 8 1 7
(株) 笠間保全	笠間市押辺 2 1 7 8	0 2 9 9 - 4 5 - 2 2 4 9
(株) セイコー	水戸市鯉淵町 4 2 9 5 - 1 1	0 2 9 - 2 5 9 - 3 2 6 8
(株) 博相社	笠間市笠間 2 1 9 2 - 3 6	0 2 9 6 - 7 2 - 6 6 7 0

4 処分業 (ごみ)

(一財) 茨城県環境保全事業団	笠間市福田 1 6 5 - 1	0 2 9 6 - 7 0 - 2 5 1 1
岩倉緑化産業 (株)	笠間市福原 8 0 0 - 3	0 2 9 6 - 7 4 - 4 4 6 8
大縄林業原木 (株)	水戸市有賀町 1 9 1 6	0 2 9 - 2 5 9 - 5 8 6 5
(株) リサイクルパーク	笠間市安居 3 0 4 1 - 2	0 2 9 9 - 3 7 - 8 3 3 8
(株) 不二モック	笠間市押辺 2 5 9 9 - 1 0	0 2 9 9 - 4 5 - 4 1 8 3
八幡碎石工業 (株)	笠間市下郷 2 2 7 8	0 2 9 9 - 4 5 - 7 2 0 1
(株) ソルク	笠間市安居下平 2 7 1 7	0 2 9 9 - 5 6 - 5 3 8 1
(株) ニシノ産業	茨城町大字長岡 3 4 7 2 - 2	0 2 9 - 2 1 9 - 2 0 6 1